

# 広陵町犯罪被害者等支援条例

令和2年4月1日施行



この条例は、犯罪に遭われた方々が悩みを一人で抱え込まず、早期に平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して制定しました。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

## 犯罪被害者が抱える問題

犯罪被害者やそのご家族の多くは、犯罪そのものから受けた生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、二次的被害と言われる精神的ショックや不安などに長く苦しめられることも少なくありません。

心身の不調

捜査、裁判などに伴う様々な負担

周りの人の言動による傷つき

生活上の問題

犯罪被害者を様々な施策で支えて行きます



### 相談及び情報の提供

●被害者が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

### 居住の安定

●これまでの住居に住むことが困難になった場合、一時的な住居支援を行います。

### 見舞金の支給

●一時的な経済支援としてお見舞金を支給します。

### 日常生活の支援

●裁判の参加や病院の通院等で時間や行動が制限されることから、一時預かりの利用の保育に要する費用の助成を行います。

### 広報及び啓発

●犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。

# 広陵町犯罪被害者等支援条例の概要

## 対象となる犯罪

●日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪です。

## 故意による犯罪被害

●殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪が対象です。

## 支援金・給付金が受けられる犯罪被害者等の資格

●犯罪被害を受けた時、広陵町内の住民基本台帳に登録されている方。

## 支援金と助成金について

### 遺族支援金（30万円）

- 犯罪被害者の第一順位遺族が支給の対象。
- 遺族の対象範囲と順位
- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- ②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹

### 重傷支援金（10万円）

- 犯罪被害によって重傷病（療養の期間が1ヶ月以上であると診断されたもの）を負った犯罪被害者本人が対象。

### 一時預かり保育の利用に係る助成金（3.6千円×最大5日間＝1.8万円）

- 就学前の子を監護しており、裁判の参加や病院の通院等で家庭における保育が困難となった犯罪被害者が対象。
- ※幼児教育・保育の無償化制度に該当しない方

## 犯罪被害者等のための主な相談窓口



奈良県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター

☎0742-24-0783 月～金（祝日・年末年始を除く）午前10時～午後4時

- 香芝警察署 ☎0745-71-0110
- 性犯罪被害相談110番 ☎0742-24-4110

- 奈良弁護士会 ☎0742-22-2035  
月～金（祝日・年末年始除く）午前9時30分～午後5時
- 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル ☎0570-079714  
月～金（祝日・年末年始除く）午前9時～午後9時・土 午前9時～午後5時
- 法テラス奈良 ☎0503383-5450  
月～金（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時